

山梨県公報

第二千六百四十二号

平成二十八年

十月十三日

木曜日

目次

告示

○換地計画の決定……………八三七

○道路の区域変更……………八三七

○有害図書類の指定……………八三七

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八三八

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………八三八

○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)……………八三八

正誤

○平成二十八年六月十六日付第二千六百十三号中……………八四〇

告示

山梨県告示第三百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(藤笠地区藤笠第一一工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年十月十三日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十八年十月十四日から同年十一月十一日まで
- 三 縦覧場所 笛吹市役所
- 四 審査請求期間 平成二十八年十一月十四日から同月二十八日まで

山梨県告示第三百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十三日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 一軒茶屋荊沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南アルプス市西南湖字上河原一四二番地先から南アルプス市西南湖字沖田官有無番地地先まで	一〇・二、一三・〇	九・二、九・三		二〇二・〇

山梨県告示第三百二十八号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十八年十月十三日から施行する。

平成二十八年十月十三日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
恋愛白書バステル10	宙(おおぞら)出版
極楽日遊び	実業之日本社
aya 2016 9月号	宙(おおぞら)出版
人妻ただ乗り三昧	竹書房

まんが2016年恵、極まる	コアマガジン
絶対恋愛Sweet 2016 9月号	笠倉出版社
mini Berry 2016 vol.28	秋水社
恋愛宣言 PINKY 2016 vol.38	秋水社

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年九月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人日比裾野産業支援機構
 - 2 代表者の氏名 風間健人
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市八代町南二千七百八十五番地一
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、日本とフィリピンの市民の相互交流、相互理解、相互支援のための架橋として、医療・農業・漁業などの産業分野における人材の育成・交流、産業の活性化に関する事業を行い、国際交流、産業の発展、及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年十月三日から同年十二月二日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報

センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年十月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年十月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人子育て支援センターちびっこはうす
 - 2 代表者の氏名 内藤香織
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市若宮一丁目二番地五十号
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、子育て中の親・子育て支援者に対して、育児支援に関する事業を行い、安心して子どもを生き育てられる社会の形成に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年十月六日から同年十二月五日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年九月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社ふじでんサービス
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町井戸二百十八番地二
 - 3 代表者の氏名 須藤孝文
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一三三）第九五九二号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年八月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年九月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 ワタリ一級建築士事務所
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市富士見三丁目五番十二号
 - 3 代表者の氏名 渡邊健一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第九三五〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年八月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年九月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社木下工業
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市上神内川十五番地一
 - 3 代表者の氏名 木下佐吉
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第八三一三号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年九月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年九月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 大沼塗装店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原二百二番地十五
 - 3 代表者の氏名 大沼雅則
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第九三一六号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年八月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年九月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社加取
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津七千五百十八番地
 - 3 代表者の氏名 勝俣喜久男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第四八〇三号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年九月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年十月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年九月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社秋山重機
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市下今井二千五百三十二番地一

- 3 代表者の氏名 秋山豊信
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第九六九三号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年九月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十八年六月十六日（第二千六百十三号）公布山梨県人事委員会規則第二十四号（職員の任用に関する規則の一部を改正する規則）

五二三	下	終わりから	獣医師の免許	獣医師の業務を行う職の免許
三〇二				